

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和5年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

神奈川県労働局管内（神奈川県内）の令和5年の労働災害による休業4日以上死傷者数は8,002人（新型コロナウイルス感染症関連は除く。以下同じ。）であり、前年比2.7%（210人）の増加となった。

そのうち転倒災害による死傷者数は1,889人であり、前年比5.4%（107人）の減少となったが、割合は全体の約23.6%を占め、事故の型別では最多である。

また、令和6年6月末現在における転倒災害による労働災害における休業4日以上死傷者数は844人であり、前年同期比15.4%（113人）の増加となっている。

転倒災害は、作業中の行動に起因し、原因究明と対策樹立に困難を伴うこともあるが、作業する「人」と「場所」に着目すると問題点を整理することができる。

このような視点を踏まえ、当局では、令和5年度に神奈川県内の各労働基準監督署（以下「各署」という。）で実施した転倒災害の再発防止のための自主点検結果を次のとおり取りまとめた。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における自主的な安全衛生活動の活性化を促すこと。

2 自主点検の対象

令和5年度に各署に提出された労働者死傷病報告において休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。

使用した自主点検表は、別紙のとおりである。

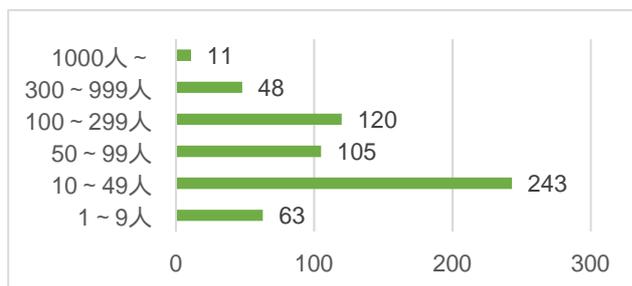
3 自主点検の回収事業場数

令和5年度に各署で実施した自主点検の回収数は590件であった。

（1）規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

図1 規模別集計内訳（合計590件）

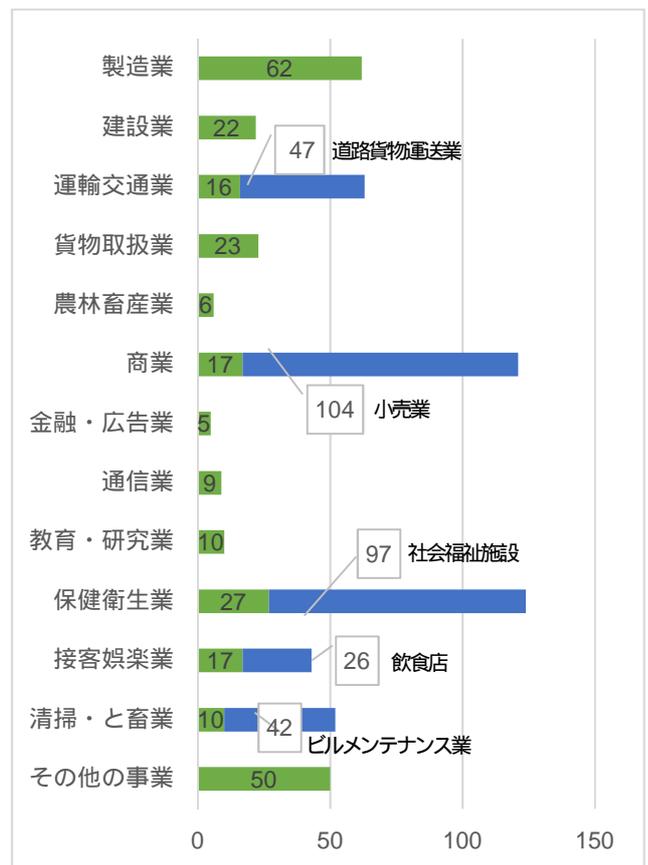


（単位：件）

（2）業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

図2 業種別集計内訳（合計590件）



（単位：件）

4 自主点検結果

自主点検回収数の上位の業種（製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業）について、次のとおり安全衛生管理体制（安全衛生担当者の有無、安全衛生委員会等の協議組織の有無）及び転倒災害の原因を集計した。

（1）安全衛生担当者

安全衛生担当者の集計では、安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理した。

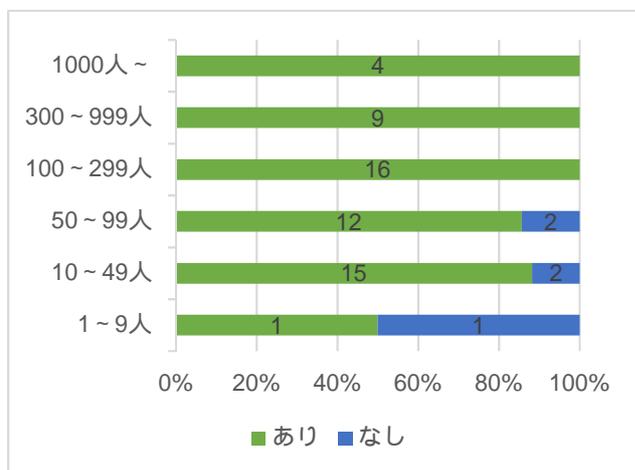
なお、安全管理者等は工業的業種においては規模に応じて選任が義務となっているが、非工業的業種（小売業（各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は除く。以下同じ。）、社会福祉施設、飲食店など）では義務ではない。

しかし、厚生労働省では非工業的業種の労働災害を減少させるため、一定規模の非工業的業種においても安全推進者を配置することをガイドライン⁽¹⁾により求めている。

ア 製造業（回収数 62 件）

100 人以上では、安全管理者等の選任率は10割であったが、99 人以下の一部では安全管理者等が選任されていない事業場がわずかに認められた（図3-1参照）。

図3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

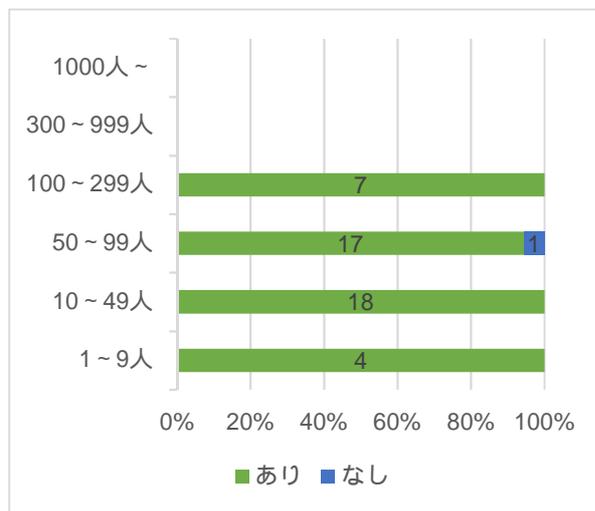


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

ほとんどすべての事業場において安全管理者等の選任が認められた（図3-2参照）。

図3-2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況



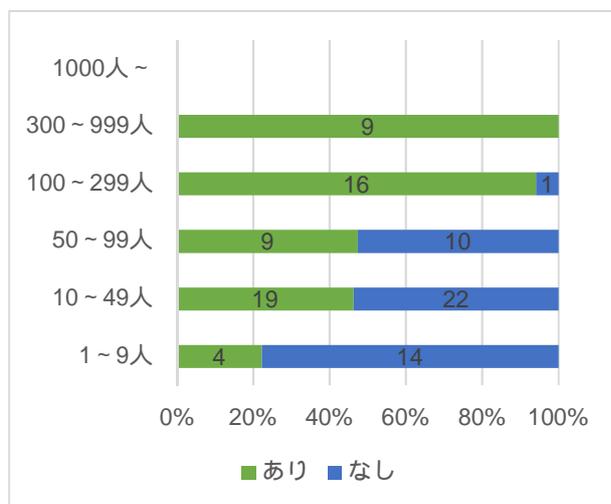
図中の数値は回答数

ウ 小売業（104 件）

規模が小さくなるにつれ、安全管理者等の選任率が低下する傾向が認められる。

製造業や道路貨物運送業と比較すると安全管理者等の選任率は低いが、前記のとおり安全管理者等の選任が義務ではないことが要因と考えられる（図3-3参照）。

図3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況

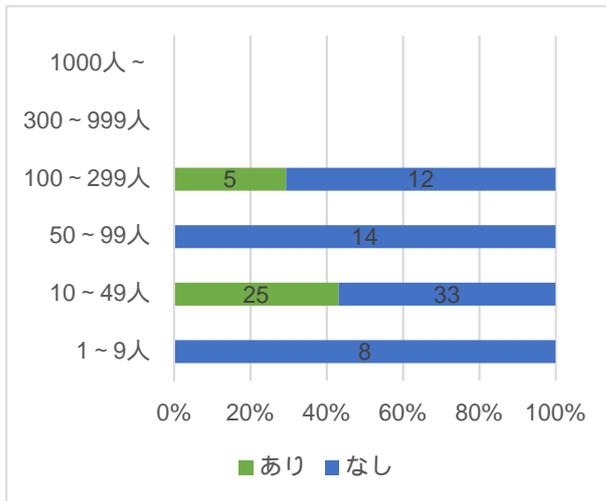


図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

安全管理者等の選任率は総じて低い、グラフ上に表れない選任義務のある衛生管理者は多くの事業場で選任されていた（図3-4、別添資料の表4参照）。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況

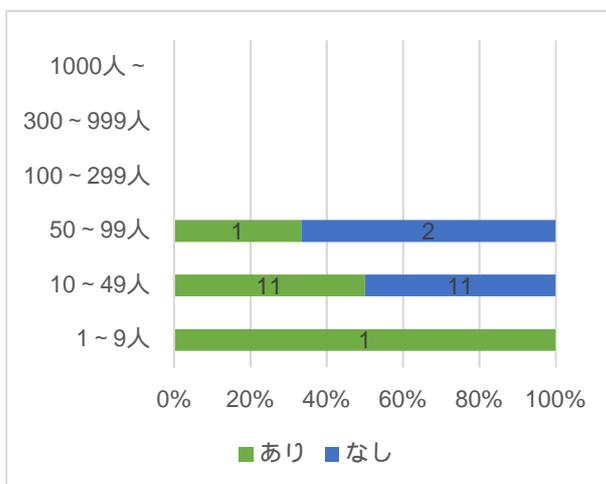


図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 26 件）

回収数が少ないが、概ね半数以上の事業場で安全管理者等が選任されていた（図3-5参照）。

図3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況

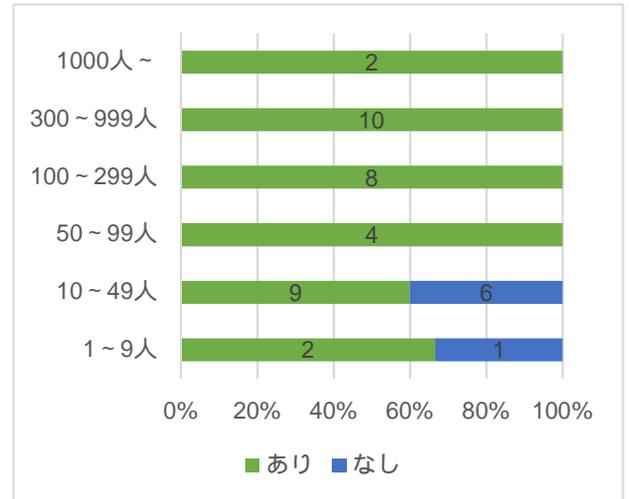


図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 42 件）

50人以上では安全管理者等の選任率は10割であったが、49人以下では一部未選任の事業場が認められた（図3-6参照）。

図3-6 ビルメンテナンス業の規模別安全管理者等の配置状況



図中の数値は回答数

(2) 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の協議組織に関する集計では、安全管理を担う安全委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に着目し、規模別に、安全衛生委員会等があるものを「安全衛生委員会等あり」、衛生委員会のみがあるものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会があるものを「その他協議会あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」に分類して整理した。

なお、安全衛生委員会等の設置について、工業的業種においては規模に応じて設置が義務となっているが、非工業的業種では義務ではない。

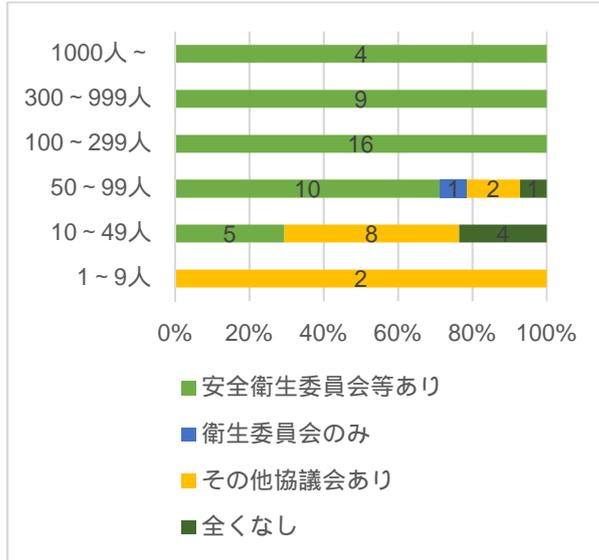
ア 製造業（回収数 62 件）

100人以上ではすべての事業場で安全衛生委員会等を設けており、50人以上でも、7割以上が安全衛生委員会等を設けていた。

労働安全衛生法上、安全衛生委員会等の設置義務がない149人以下において安全衛生委員

会等を設けていたのは3割未満であったが、その他の協議会を設けるなど、何らかの意見聴取の場を設けている事業場が多数であった（図4-1参照）。

図4-1 製造業の規模別の協議組織の有無

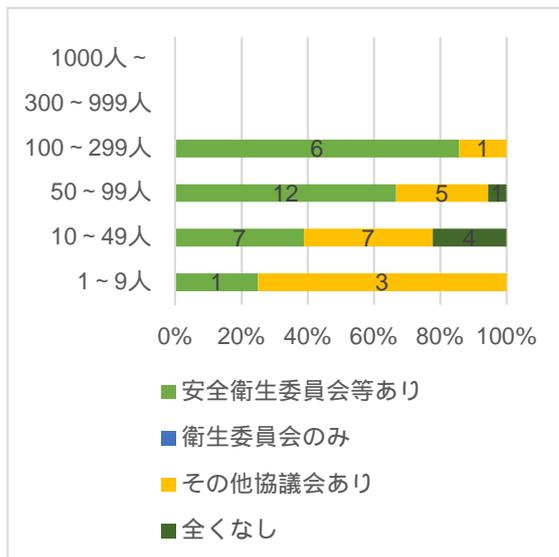


図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

規模が大きくなるほど安全衛生委員会等の設置割合が増加する傾向が認められ、安全衛生委員会等がなくとも、その他の協議会を設けている事業場が多数であった（図4-2参照）。

図4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



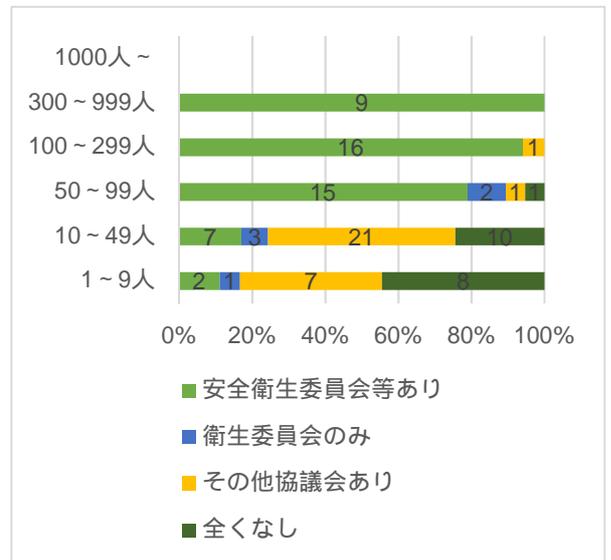
図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 104 件）

安全衛生委員会等の設置は義務ではない業種であるが、50人以上で、9割近くが安全衛生委員会等を設けており、300人以上では10割の設置状況であった。

一方、49人以下では、安全衛生委員会等やその他協議会も全くないという割合が製造業や道路貨物運送業と比較すると多かった（図4-3参照）。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無



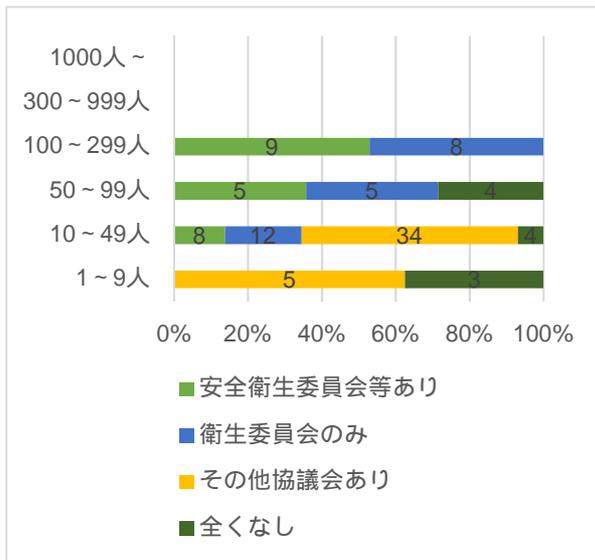
図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

50人以上でも安全衛生委員会等の設置は半数未満にとどまり、49人以下については小売業と同様の傾向が認められる（図4-4参照）。

社会福祉施設においては衛生委員会の設置は義務であるが、安全衛生委員会等の設置は義務ではないことが要因と考えられる。

図4-4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



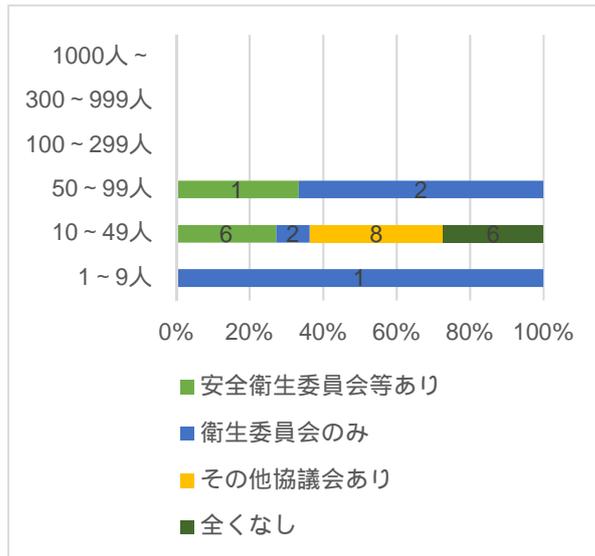
図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数 26 件)

回収数は少ないが、各規模において、安全衛生委員会等の設置率は低い(図4-5参照)。

社会福祉施設と同様に、安全衛生委員会等の設置が義務ではないことが要因と考えられる。

図4-5 飲食店の規模別の協議組織の有無



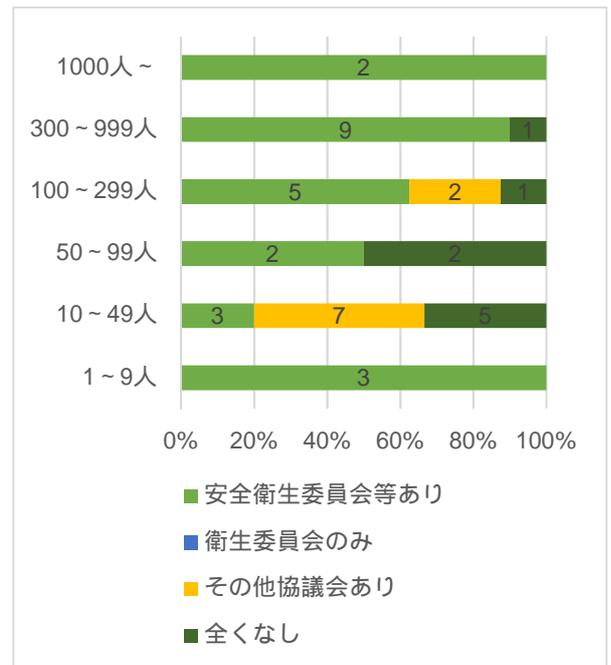
図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業 (回収数 42 件)

安全衛生委員会等の設置義務のある50人以上の規模の事業場で安全衛生委員会等の未設置が認められた。

ビルメンテナンス業は、労働者が直接勤務地である委託先に出勤することが多く、このためビルメンテナンス業の事務所等は、在籍労働者数が多いものの、実際にその事務所等で勤務する労働者はそこまで多くなく、そのため安全衛生委員会等が設けられていないこともあるのではないかと考えられる(図4-6参照)。

図4-6 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無

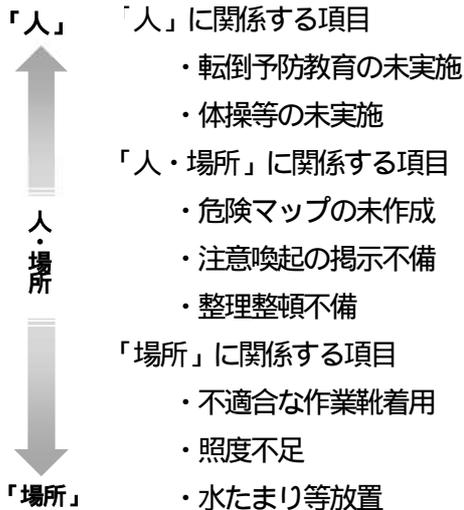


図中の数値は回答数

(3) 転倒災害の原因(複数回答有)

転倒災害の原因を、わかりやすく整理するため、教育や体力維持などに関係する「人」、設備や環境などに関係する「場所」、そして互いに関係するものを「人・場所」に区分した。

複数の原因がある場合には、それぞれ計上した。

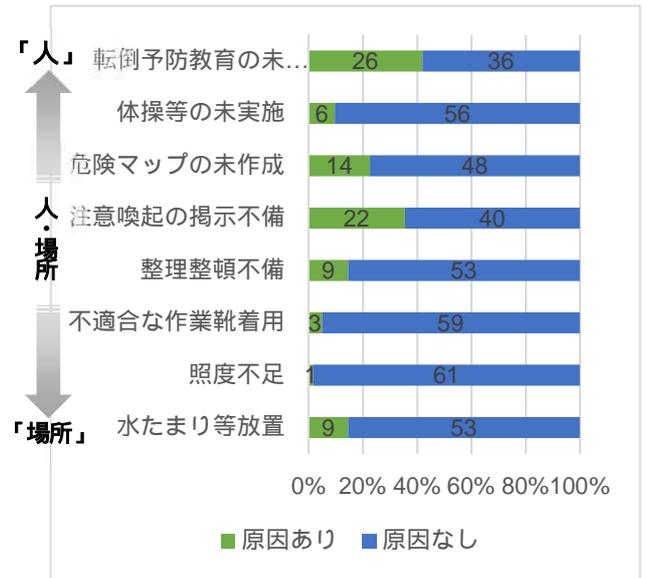


ア 製造業(回収数 62 件)

転倒予防教育の未実施という「人」に関する項目と、注意喚起の掲示不備という「人・場所」に関する項目が原因として多くあげられている(図5-1参照)。

体操等の未実施、不適合な作業靴着用、照度不足という項目が原因としては低いことに関しては、ラジオ体操、適切な作業靴の着用、照度確保などが以前から浸透している業種であるためと考えられ、同様に原因のうち「場所」に関する項目が「人」に関する項目よりも少ないことは、設備の安全化や整理整頓をはじめとする4S活動などが、以前から浸透している業種であるためと考えられる。

図5-1 製造業の転倒災害の原因



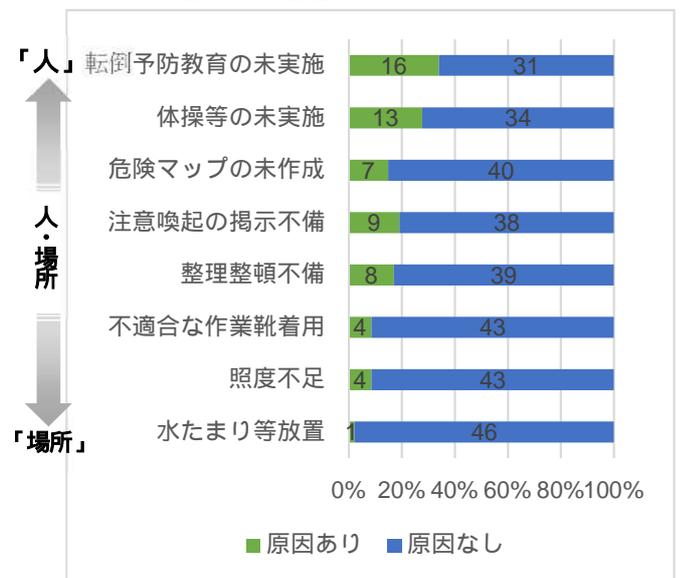
図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業(回収数 47 件)

「人」に関する項目のほうが、「場所」に関する項目よりも原因として多くあげられている。

これは実際の作業が出先で行われることが多い業種であることが理由であると考えられる(図5-2参照)。

図5-2 道路貨物運送業の内訳



図中の数値は回答数

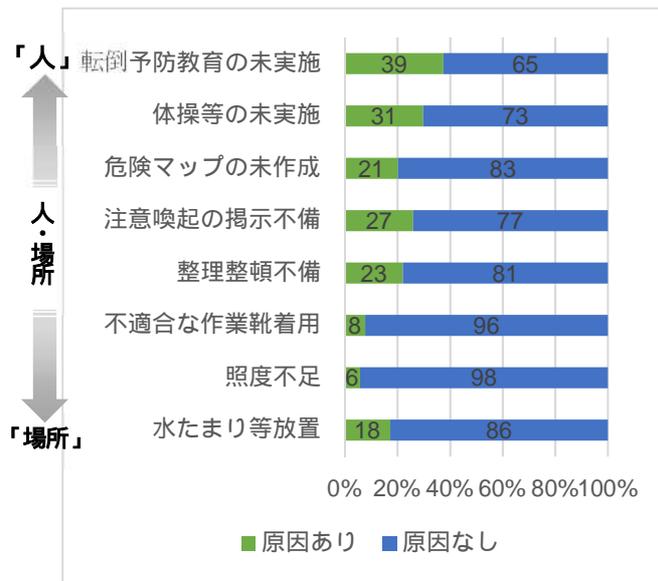
ウ 小売業（回収数 104 件）

「人」に関する転倒予防教育の未実施が原因としては最も多くあげられ、次いで体操等の未実施があげられている。

その他、「人・場所」に関する整理整頓不備や注意喚起の掲示不備も多くあげられている。

特記すべきこととして、「場所」に関する水たまり等放置が他業種よりも多く認められ、水気のある品物（野菜や鮮魚、冷蔵品等）を取り扱うことがあるためと考えられる（図 5-3 参照）。

図 5-3 小売業の転倒災害の原因



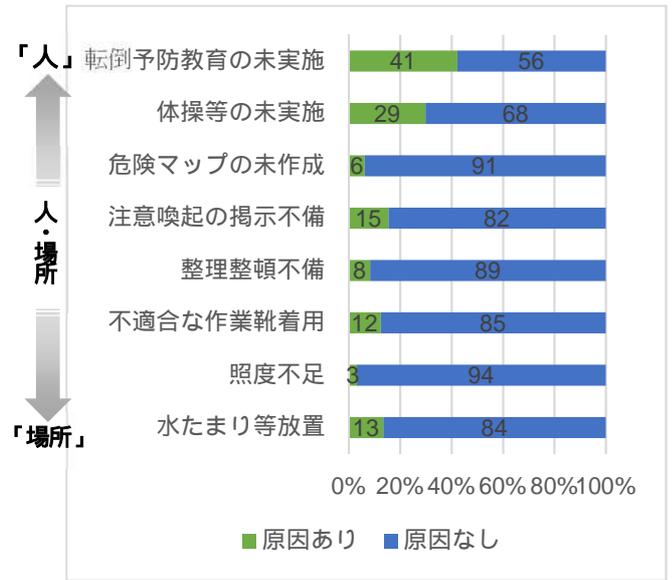
図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 97 件）

「人」に関する転倒予防教育の未実施が原因としては最も多くあげられ、次いで体操等の未実施があげられている。

総じて「人」寄りの項目が多いが、注意喚起の掲示不備、不適切な作業靴着用、水たまり等放置など「人・場所」、「場所」寄りの項目も一定程度認められる。（図 5-4 参照）。

図 5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因



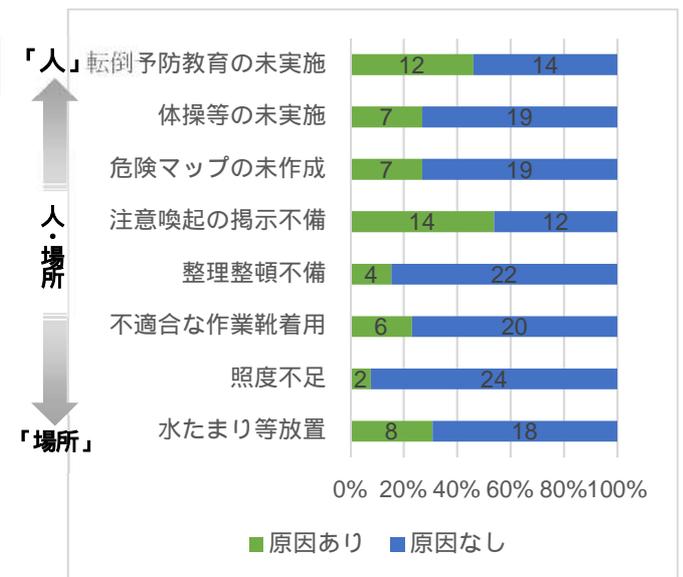
図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 26 件）

回収数が多くないが、「人」寄りの項目が多い。

また、他業種よりも水たまり等放置が割合として多い（図 5-5 参照）。

図 5-5 飲食店の転倒災害の原因



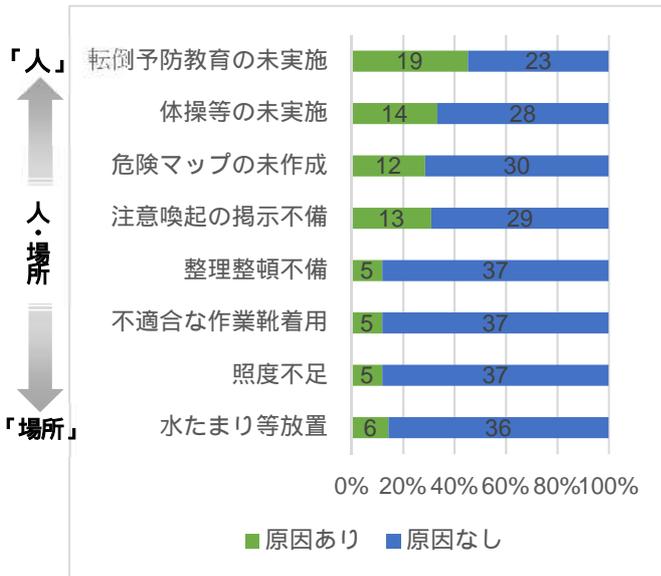
図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業（回収数 42 件）

「人」に関する体操等の未実施が原因として最も多くあげられており、「人」寄りの項目が総じて多く、「場所」寄りの項目はそこまで多くない（図 5 - 6 参照）。

この要因として、ビルメンテナンス業では、就業先である「場所」が自社の管理が及ばない委託先での作業が多いためと考えられる。

図 5 - 6 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



5 参考となる対策について

別紙の自主点検等報告書においては、新たに取組むこととした対策を記載できるようにしているところ、次のような参考となる事例も認められた。

- ・受託先（勤務場所）の企業と協議して照度不足や段差の解消を図り、危険マップを作製した。
- ・スリッパ使用の者にかかとのある滑りにくい靴を着用するよう指示した。
- ・段差のある箇所は、段差のないようスロープへの修繕を行った。
- ・社内で安全強調月間を設定し、「転倒リスク評価セルフチェック」の啓発を実施した。
- ・体操を実施していたが参加する人数が少なかったため、再度、転倒予防のためであると伝え、参加を促した。

6 総括

(1) 今回の自主点検の取りまとめは、回収数の多かった上位業種のうち、その細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の計 6 業種を集計対象とした。

(2) 安全衛生担当者については、製造業、道路貨物運送業、小売業（100 人以上）及びビルメンテナンス業で安全管理者等の選任割合が高かった。

一方、小売業（99 人以下）、社会福祉施設及び飲食店では前記の業種ほど安全管理者等の選任割合は高くない。

この要因として、非工業的業種は安全管理者等の選任は義務ではないことが関係しているほか、これら業種の衛生管理者選任割合が比較的に高いことを踏まえると（別添資料参照）、これら業種では健康管理を主体として活動している可能性が考えられる。

一般論ではあるが転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠であり、近年、第三次産業で労働災害が増加する状況を踏まえると、小売業、社会福祉施設及び飲食店においても安全管理者等を配置し、共通の目的のもと組織的に安全活動を展開することが強く望まれる⁽¹⁾。

(3) 安全衛生委員会等については、各業種とも「安全衛生委員会等あり」だけではなく、「衛生委員会のみ」、「その他協議会あり」も含めると、規模が大きくなるほど協議組織が設けられている割合も高くなり、安全衛生委員会等を設けていない事業場であっても、それら既存の協議組織を活用することにより安全衛生委員会等の代替機関ともなり得るものと思われる。

他方、規模の小さいところをはじめとして、何の協議組織も設けられていないところも多いが、労働災害減少のためには、労使が協力して安全問題を協議する場は必要であるため、規模に応じて労働安全衛生法第 17 条・第 18 条に基づく安全委

員会や衛生委員会（規模 50 人以上）及び労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聞くための機会の設置（規模 49 人以下）を促していく必要がある。

- (4) 転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に関する項目の回答割合が高く、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業では転倒予防教育の未実施が最も多く、また、体操等の未実施も多かった。

この結果は、回答のあった事業場で各取組に課題を有していることを示すものである。

転倒予防の教育や体操等は様々なものがあるが、各取組の効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムをよく理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることも重要である。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「人」と「場所」に区分したが、転倒災害の要因は各個人の「内的要因」と周囲の環境の「外的要因」に大別される。

具体的には、「内的要因」は病気、身体機能の低下、睡眠不足、気持ちの焦りなどであり、「外的要因」は照度、床面の摩擦係数、降雪などであり、そしてさらに危険箇所の管理などの「管理的要因」が関係するとされている⁽²⁾。

このように整理すると、転倒予防の教育では、設備の問題などの「外的要因」の解消だけでなく、労働者自身の身体機能、心理的状态、健康状況が深く関係していることを教育・周知することも効果的であり、体操等では、身体機能の向上など「内的要因」を意識した取組みが有効であると考えられる。

特に高齢労働者については、一般的に年齢を重ねるにつれ身体機能が低下するといわれているため、エイジフレンドリーガイドライン⁽³⁾に基づく体力チェックにより転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を

向上させ、その上で転倒予防体操⁽⁴⁾などを実施することが推奨される。

- (5) 一方、「外的要因」である「場所」に関する項目では、まだまだ照度不足や水たまり等放置をあげる回答も認められた。

これらの解消のためには設備的な改善を基本とすべきであるが、すぐに設備改修を実施することができない場合は、危険箇所の管理などの「管理的要因」の対応が重要である。

- (6) 他方、「人・場所」に関する項目では、全体的にみると注意喚起の掲示不備が多かった。

この結果は、回答のあった事業場で「見える化」などによる注意喚起の取組の余地があることを示すものである。

当局では、令和 2 年度以降、転倒災害防止のための好事例を順次収集し、当局ホームページに掲載しており⁽⁵⁾、この中には「見える化」の取組もあるためぜひ参考としてもらいたい。

- (7) 今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任割合や安全衛生委員会等の設置割合から各業種の課題などを整理したが、上記(4)のとおり転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係する。

近年の高齢化の進展による高齢労働者の増加を踏まえると、今後はより一層、労働者の健康確保や身体機能の維持・向上の取組みの重要性が高まると考えられる。

今年度よりエイジフレンドリー補助金⁽⁶⁾（高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小規模事業者による各種対策や取組に対して補助を行うもの）において、設備・装置の導入などのハード対策だけではなく、専門家等による運動機能のチェックや運動指導などのソフト対策も新たに対象となったことの周知を進め、転倒災害防止にはハード対策だけでなく、ソフト対策も重要であることを、各種機会を通じて訴え、転倒災害防止を図っていくこととする。

参考資料

- (1) 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について



(厚生労働省 HP)

- (2) 「転びの予防と簡単エクササイズ」
(参考図書)



(中央労働災害防止協会書籍販売ページ)

- (3) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (4) 「転倒・腰痛予防! 「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

- 「ころば^{ないっす}NICEかながわ体操」



(神奈川県労働局 HP)

- (5) 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川
(統合ページ)」



(神奈川県労働局 HP)

- (6) 「エイジフレンドリー補助金」



(厚生労働省 HP)

| 転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書 | | | |
|--|--|-------|----------|
| | | | 令和 年 月 日 |
| 労働基準監督署長 殿 | | | |
| | | 事業場名 | |
| | | 業種 | |
| | | 所在地 | |
| | | 代表者氏名 | |
| 令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり自主点検を実施しましたので報告します。 | | | |
| 1 被災事業場の安全衛生管理体制について教えてください | | | |
| (1)以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 安全推進者 | | | |
| (2)以下のうち実施しているものに ☑をつけてください。 安全委員会 衛生委員会 安全衛生委員会 その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている) | | | |
| 2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施してください。 | | | |
| No. | 原因 | | |
| 1 | 身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。 | | |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。 | | |
| 3 | 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。 | | |
| 4 | 転倒を予防するための教育を行っていなかった。 | | |
| 5 | 作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。 | | |
| 6 | ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。 | | |
| 7 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。 | | |
| 8 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。 | | |
| 3 上記原因の項目の他に今回の転倒災害の原因として考えられるもの及び今回の転倒災害を契機として新たに取 り組むこととした対策を記入してください。 | | | |
| 例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。 毎月1回、職場の総点検を実施することとした。・・・など。 | | | |
| | | | |
| 記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。 | | | |

署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を基本項目として集計した。

表1 製造業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|----------|----------|---------|-------|
| 1000人～ | 4 | 4(100%) | 4(100%) | | |
| 300～999人 | 9 | 9(100%) | 8(89%) | 1(11%) | |
| 100～299人 | 16 | 16(100%) | 16(100%) | 2(13%) | |
| 50～99人 | 14 | 12(86%) | 12(86%) | 1(7%) | |
| 10～49人 | 17 | 5(29%) | 5(29%) | 11(65%) | 1(6%) |
| 1～9人 | 2 | 1(50%) | | | |

表2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|---------|---------|---------|--------|
| 1000人～ | | | | | |
| 300～999人 | | | | | |
| 100～299人 | 7 | 7(100%) | 6(86%) | | |
| 50～99人 | 18 | 16(89%) | 15(83%) | 2(11%) | 2(11%) |
| 10～49人 | 18 | 5(28%) | 2(11%) | 11(61%) | 3(17%) |
| 1～9人 | 4 | 3(75%) | | 1(25%) | |

表3 小売業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|---------|----------|---------|--------|
| 1000人～ | | | | | |
| 300～999人 | 9 | 9(100%) | 9(100%) | 1(11%) | 1(11%) |
| 100～299人 | 17 | 15(88%) | 17(100%) | 2(12%) | 1(6%) |
| 50～99人 | 19 | 8(42%) | 17(89%) | 1(5%) | |
| 10～49人 | 41 | 7(17%) | 11(27%) | 12(29%) | 3(7%) |
| 1～9人 | 18 | 3(17%) | | 1(6%) | |

表4 社会福祉施設の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|--------|----------|---------|--------|
| 1000人～ | | | | | |
| 300～999人 | | | | | |
| 100～299人 | 17 | 4(24%) | 17(100%) | | 1(6%) |
| 50～99人 | 14 | | 13(93%) | | |
| 10～49人 | 58 | 9(16%) | 14(24%) | 15(26%) | 6(10%) |
| 1～9人 | 8 | | | | |

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|
| 1000人～ | | | | | |
| 300～999人 | | | | | |
| 100～299人 | | | | | |
| 50～99人 | 3 | | 3（100%） | 1（33%） | |
| 10～49人 | 22 | 4（18%） | 7（32%） | 7（32%） | 3（14%） |
| 1～9人 | 1 | 1（100%） | 1（100%） | 1（100%） | 1（100%） |

表6 ビルメンテナンス業の安全管理者、衛生管理者等の配置状況（重複回答あり）

| 労働者数 | 回収数 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 安全衛生推進者 | 安全推進者 |
|----------|-----|----------|----------|---------|-------|
| 1000人～ | 2 | 2（100%） | 2（100%） | | |
| 300～999人 | 10 | 10（100%） | 10（100%） | 3（30%） | |
| 100～299人 | 8 | 7（88%） | 7（88%） | 2（25%） | |
| 50～99人 | 4 | 3（75%） | 2（50%） | 2（50%） | |
| 10～49人 | 15 | 3（20%） | 3（20%） | 6（40%） | |
| 1～9人 | 3 | | 2（67%） | 2（67%） | |

